

仕 様 書

1 業務名

富山県[立山博物館]バーチャルミュージアム構築業務

2 業務の趣旨

世界中の誰もが場所や時間を問わず、いつでもどこからでも、立山の自然と歴史文化を紹介する富山県[立山博物館]（以下、「博物館」という）の常設展示に触れることができるようにすることで、博物館を中心とした立山エリアへの来訪につなげることを目的に、博物館のホームページ「オンライン立山博物館」上に、展示館を3Dで再現したオンラインコンテンツを追加する。

3 業務委託の期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

4 業務の概要

「オンライン立山博物館」上に、展示館の常設展示等を3Dデータで閲覧することができるバーチャルミュージアムを構築する。

5 業務の詳細

(1) 展示館の撮影

①360度カメラを用いて撮影すること。

「Matterport Pro2 3Dカメラ」と同等以上の性能を持つ360度カメラを用いること。

②1Fの企画展示室を除き、展示館全体を撮影すること。

③撮影日数は2日間を想定しており、日程は博物館担当者と協議の上、これを決定すること。

(2) オンラインコンテンツの作成

①撮影データを編集し、展示館を再現した3Dデータを作成すること。

②作成した3Dデータに展示品等の解説を表示できる仕組みを構築すること。

③表示する解説は30点（日本語で6,000字（200字×30点）程度）とし、文章等は博物館が支給する。

④解説は日本語のほか英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語でも表示すること。

⑤日本語以外の解説文について、博物館が支給する解説文を基に、直訳ではなく適切な表現となるよう、観光庁発行の「HOW TO 多言語解説文整備」を参考に多言語化を行うこと。

(3) その他

①立山博物館公式ウェブサイトへのコンテンツ実装にあたり、当該サイト保守管理業者との打ち合わせを行うこと。

②サーバー利用や保守運用が必要となる場合、方法や経費について提案すること。

6 成果物

・展示館を再現した3Dデータ（「オンライン立山博物館」上で操作・閲覧することが可

能な状態で納品すること)

- ・多言語化（英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語）した解説文の電子データ

7 著作権等

- (1) 成果物は、発注者へ納品した時点をもって、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、無償で発注者に譲渡するものとする。また、受注者は発注者に対し、本件成果物及び納品物に関する著作者人格権を一切行使しないものとする。
- (2) 受注者は富山県の許可なく成果物を展示、上映、放送、配信に使用または流用してはならない。また、業務完了後は機器故障等に備えた修理・復元等に必要なものを除き、本業務実施のために得た一切の書類及びデータを適切に破棄しなければならない。
- (3) 富山県は、広報・宣伝、教育普及をはじめ博物館活動の範囲内での使用を目的とする場合に限り、複製が可能なものとする。
- (4) 成果物及び受注者が撮影した静止画素材についての著作権等の権利は受注者に帰属するが、使用された部分について、本業務以前に受注者が所有していたものを除き、他の目的に利用しようとする場合には、その可否について事前に富山県に相談の上、使用可能な場合は許可を得るものとする。
- (5) 本業務実施のために第三者が所有する素材等を使用する場合は、受注者において著作権等、権利に関する処理を行うものとする。
- (6) 万一、本業務の実施において、第三者の著作権及びその他の権利に関わる紛争が生じた際には、受注者においてこれに対応するものとし、富山県はその責を負わない。
- (7) 双方いずれかにおいて、著作権等の取扱いについて疑義が生じた際は、双方協議の上、対応することとする。

8 留意事項

- (1) 受注者は、本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の目的を達成するためにより良い手段等があると認めた際には、積極的に提案することができる。
- (2) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた各許認可の手続きの分担については、その都度、博物館担当者と協議の上これを決定する。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた際には、その都度、博物館担当者と協議の上これを決定する。